広報

佐那河内

題字：山根玉峰（佐那河内村 第一号名誉村民）

2025 May / No.626

5月号

佐那河内村広報誌

令和7年5月15日発行

さち香る 風の谷

SANAGOCHISON

4.4 [金曜日]

令和７年度 佐那河内保育所入所式

保育所遊戯室で令和７年度の入所式が行われました。

入所を迎えたのは０歳児から２歳児の８人の児童（途中入所児５人含む）です。

式は先生のミニシアターやつきぐみ（５歳児）とやまぐみ（４歳児）のおともだちの歌で和やかな雰囲気の中で行われました。新入児のみなさん、これから楽しい保育所生活を送ってください。みなさんおめでとうございます。

4.6 [日曜日]

佐那河内果樹オーナー園主運営会によるホタル保全活動

佐那河内果樹オーナー園主運営会では、毎年嵯峨川のホタル保全のために、ホタルの幼虫のエサとなるカワニナの放流を行っています。

今年も徳島市内の用水路で捕獲したカワニナを、嵯峨老人憩の家付近を中心に放流しました。

果樹オーナー園では、すだち、みかん、キウイ、ゆず、ブルーベリーの中から好きな果樹の収穫体験をすることができ、県内外からたくさんの申し込みがあります。

７月には、オーナー交流会を開催し、アユのつかみ取り体験などを実施しています。

佐那河内果樹オーナー園にご興味のある人は、産業環境課までお問い合わせください。

ホタルの見頃は、５月下旬から６月上旬頃となっています。ぜひご家族のみなさんやお友だちと嵯峨川のホタルを見にお越しください。

4.9 [水曜日]

佐那河内小中学校入学式

春風にゆれる桜のもと、保護者や教職員、来賓のみなさまに見守られながら、令和７年度の入学式が挙行されました。午前が小学校、午後が中学校の入学式でした。

小学校には12人の新入生が入学しました。新入生一人一人が、気持ちのよい挨拶と返事ができ、立派な態度で式に参加することができました。中学校には16人の新入生が入学しました。新入生みんなが引き締まった表情で、気持ちも新たに式に臨んでいました。小中どちらの新入生も、これからの学校生活への期待と喜びにあふれていました。

在校生たちの表情からは、新しい仲間が増え１つ先輩になったという自覚が感じられました。

4.13 [日曜日]

河川清掃

各常会から参加いただき、本村の河川のごみ収集を行いました。河川には空き缶やペットボトル、雑誌類など、さまざまなごみが捨てられていました。

当日は雨のなか、村民のみなさまが参加し、多くのごみを回収することができ、河川が見違えるほど綺麗になりました。

早朝から河川清掃に参加いただき、ありがとうございました。

今後も美しい河川となるよう心がけましょう。

4.14［月曜日］

常会長会 開催

村民体育館において、令和７年度常会長会を開催しました。令和７年度の主要事業の説明および、村政概要・当面する村政の課題について、村長ならびに各課長より説明を行いました。その後、各常会長さんからの質疑を受け、閉会しました。

１年間よろしくお願いいたします。

4.15［火曜日］

交通安全街頭キャンペーンで安全運転を呼びかけました

春の全国交通安全運動期間中の４月15日早朝に、地域の安全を守る会や徳島中央ドライバークラブのみなさんなど、大勢の参加により、人の波作戦交通安全街頭キャンペーンが行われました。

安全走行やシートベルト装着を促す、のぼり旗やハンドプレートなどで交通事故防止の啓発を行い、通行車両に安全運転を呼びかけました。

4.19［土曜日］

さなごうち歴史講座が開催されました

村史編纂委員を務めている町田 哲さん（鳴門教育大学教授）と佐藤正志さん（摂南大学名誉教授）、ならびに石尾和仁学芸監による「さなごうち歴史講座」が開催されました。江戸時代に嵯峨で捕獲されたクマに関わり、徳島藩が熊胆（ゆうたん・くまのい）を求めていたことや徳島市との合併協議の歴史的展開、そして大宮八幡神社に残されていた慶応４（1868）年の由緒書の作成目的や内容についての講演がありました。

当日は、40人ほどのみなさんにご参加いただきました。

徳島バスを利用する人のための「タクシー無料利用制度」のご案内

本村では、バスの停留所まで行くことが困難な人のために、タクシーの無料利用制度を実施しています。

●**利用できる人**……バスの停留所まで行くことが困難な人で、必ずバスに乗車する人。
●**年齢制限はありません。**※ただし、定期券等を購入し、毎日バスを利用する人は除きます。
●**利用できる区間**……自宅から最寄りのバス停留所までの区間。

【ご利用方法】大木タクシーのみ 電話予約（電話：0120-34-0033／088-668-0051）

●**タクシーの台数など限りがありますので、原則、前日までの予約をお願いします。**
急な依頼の場合、ご希望のバスの時刻に間に合わないおそれがあります。
●**タクシー会社に電話し「バスに乗るため」と伝え、利用する日時を予約してください。**
バスの時刻に余裕を持った時刻を依頼してください。
●**タクシーを利用し、タクシーを降りるときに「バス乗車確認書」を渡してくれます。**
バスに乗り、バスに降りるときに、運賃・バスの整理券と一緒に「バス乗車確認書」を運賃入れに入れてください。
●**帰りのバスの時刻や降車場所を変更するときは、必ずタクシー会社に連絡してください。**

議会行事出席報告

〈　〉場所・（　）出席者

4月4日	議員協議会　〈議員室〉（瀧倉議長ほか6人）
	全員協議会　〈役場〉（瀧倉議長ほか6人）
8日	徳島県監査委員協議会役員会　〈自治会館〉（國見監査委員）
9日	佐那河内小学校入学式　〈小中学校〉（瀧倉議長・森下副議長）
	佐那河内中学校入学式　〈小中学校〉（瀧倉議長・森下副議長）
17日	徳島市議会議長・副議長就任挨拶訪問来庁　〈議長室〉（瀧倉議長・森下副議長）
22日	例月出納検査　〈監査室〉（國見監査委員・井開監査委員）
30日	小松島市外三町村衛生組合現金出納検査　〈衛生組合〉（石本議員）

庁舎跡地等整備にかかるプロポーザルの実施に向けた準備が始まりました

村では、佐那河内村庁舎跡地等活用検討委員会の報告を受け、佐那河内村旧庁舎跡地および隣接する農業総合振興センターを解体した後の跡地に整備する新施設整備に向けて、プロポーザルにより事業者を選定する準備を進めています。

プロポーザルの実施にあたっては、高度な技術、専門的な知識および豊富な経験に加え、佐那河内村の地勢などとの調和が求められることから、最適な施設づくりをするため、公益社団法人徳島県建築士会等からの支援を受けて検討を進めており、現在の状況をお知らせします。

また、プロポーザルはデザインや仕様を確定するものではなく、事業者を決定するものであるため、今後、進捗状況について随時公表していきます。

●新施設のテーマ

幅広い世代の多くの村民がつどい、交流できる施設

～農業総合振興センターの機能を継承するとともに、新たな交流を創造する施設～

●施設づくりにあたっての整備方針

現在の農業総合振興センターの機能（住民活動拠点および指定避難所としての機能）を継承しつつ、現在の村に不足する施設機能を追加し、新たなイベントの実施や幅広い世代の居場所づくりなど、さらなる交流を創出する拠点として整備します。

なお、加工室機能については食業工房に移行するため継承しないこととします。

また、工事については農業総合振興センターを解体して一期と二期工事とする報告を受けていましたが、敷地内に調理室をはじめとする機能を有した仮設施設を設置できることが判明しました。敷地内に仮設施設を設置し、従来の農業総合振興センターの機能を維持しつつ農業総合振興センターと庁舎跡地に一体的な建物を新設する工法により整備を行うことで、施設計画の自由度を高め、内容を充実させていきます。

農業総合振興センターは、年間を通して多くの村民が利用する施設であることから、仮設施設を設置し、工事期間中も村民のみなさまの活動が継続できるようにしてまいります。

令和６年度の救急活動状況

1. 事故種別救急出動件数および搬送人員

事故種別	令和６年度 出動件数(搬送人員)	令和５年度 出動件数(搬送人員)	令和４年度 出動件数(搬送人員)
急病	88 (82)	102 (95)	97 (92)
交通	17 (18)	6 (6)	10 (13)
一般負傷	29 (27)	34 (33)	29 (28)
その他	4 (2)	5 (4)	3 (3)
計	138 (129)	147 (138)	139 (136)

2. 年齢区分別搬送人員

	高齢者	成人	少年	乳幼児	新生児	計
人員	93	30	2	4	0	129

新生児：生後28日未満の人　乳幼児：生後28日以上満7歳未満の人
少年：満7歳以上満18歳未満の人　成人：18歳以上満65歳未満の人
高齢者：満65歳以上の人

3. 事故種別月別出動件数

	急病	交通	一般	その他	計
4月	9	1	3	0	13
5月	5	0	2	0	7
6月	3	5	0	1	9
7月	11	3	4	1	19
8月	12	1	1	0	14
9月	9	1	5	0	15
10月	7	1	2	0	10
11月	6	2	3	1	12
12月	8	1	4	0	13
1月	4	1	1	0	6
2月	6	0	2	1	9
3月	8	1	2	0	11
計	88	17	29	4	138

4. 曜日別出動件数

	月	火	水	木	金	土	日	計
件数	17	23	22	18	23	16	19	138

5. 地区別出動件数

	高槻地区	嵯峨地区	宮前地区	計
件数	50	24	64	138

6. 事故種別傷病程度別搬送人員

	急病	交通	一般	その他	計
死亡	3	0	0	0	3
重症	9	4	6	0	19
中等症	34	4	13	0	51
軽症	35	10	9	2	56
計	81	18	28	2	129

8. 覚知時刻別出動件数

	令和６年度	令和５年度	令和４年度
0時～2時	3	5	1
2時～4時	3	6	7
4時～6時	5	8	4
6時～8時	9	8	11
8時～10時	27	18	18
10時～12時	21	17	18
12時～14時	19	21	18
14時～16時	10	20	19
16時～18時	13	26	12
18時～20時	16	11	15
20時～22時	6	5	7
22時～24時	6	2	9
計	138	147	139

9. 病院別搬送人員

	日赤	中央	市民	田岡	協立	その他	計
令和６年度	74	4	9	13	19	10	129
令和５年度	70	6	8	11	21	22	138
令和４年度	71	15	7	9	17	17	136

10. CPA（心肺停止）症例

CPA	3人

11. 熱中症症例

熱中症	4人

12. ドクターカー・ドクターヘリ・防災ヘリ連携

ドクターカー	0件
ドクターヘリ	0件
防災ヘリ	0件
計	0件

13. 応急処置等実施状況

項目	件数（人）
止血	10
被覆	12
固定	13
保温	29
酸素吸入	35
人工呼吸	0
胸骨圧迫	0
心肺蘇生	3
在宅療法継続	0
血圧測定	127
心音・呼吸音聴取	13
血中酸素飽和度測定	127
心電図測定	65
気道確保	2
除細動	2
体位の確保	100
その他の処置	4
搬送人員	129

7. 現場到着所要時間および現場滞在時間

※不搬送およびサブ搬送人員は、滞在所要時間に含まれていません。

①入電から救急搬送車が現場に到着するまでの所要時間

	平均現着所要時間	5分未満	5分以上10分未満	10分以上15分未満	15分以上20分未満	20分以上	計
時間・件数	8分54秒	5	85	37	10	1	138

②現場に到着してから現場を出発するまでの所要時間

	平均滞在所用時間	10分未満	10分以上	15分以上	20分以上	30分以上	計
時間・件数	19分06秒	17	30	30	35	16	128

お知らせ

農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農地を農地以外（具体例：宅地、駐車場、資材置場、植林など）に利用する場合には、農業委員会への転用の申請をする前に、農用地区域から除外する手続きが必要です。該当者は、産業環境課まで申請をお願いします。

【申請受付期限】令和７年６月２日㈪から６月30日㈪まで
【 申 請 用 紙 】産業環境課または村ホームページ

申請にあたり次の点にご留意をお願いします。

- 申請地が農用地区域内農地かどうかは産業環境課で確認できます。
- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て、県の同意・許可を受けることになりますので、一定の期間（約半年）がかかります。農地以外に転用をお考えの人は、早めにご相談ください。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

農地の無断転用などはやめましょう

- 農地法の許可を受けずに転用したり（無断転用）、申請した内容と違うものを作ったりすること（許可条件違反）は、認められていません。
- 農地法違反で刑事告発されると、最高３年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は１億円以下の罰金）に処せられることがあります。また、国や県から工事の中止や原状回復（元の農地の状態に戻す）などの命令がなされる場合があります。
- 違反転用事業者はもちろん、土地の所有者も違反転用者として処分の対象となりますのでご注意ください。

お問い合わせ ● 産業環境課

【お詫びと訂正】

広報佐那河内４月号 狂犬病集団注射日程の誤りについて

平素、村行政に格段のご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
広報佐那河内４月号に狂犬病予防注射の日程の誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

令和７年度 春期 狂犬病集団注射日程（訂正箇所 赤字）

誤）令和７年７月30日㈬

正）**令和７年５月30日㈮**

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

お問い合わせ ● 産業環境課

地域おこし協力隊

はじめまして。地域おこし協力隊　佐那のいちご塾生第３期生として着任しました小山田 智子（おやまだ さとこ）と申します。先日まで石井町に住んでいて、（その前はお隣の上八万町に10年ほど住んでいました）佐那河内に住み始めてまだ半月ほどです。

娘（中学１年生）と息子（小学１年生）と一緒に来ました。先日入学式があり、子どもたちも新しい生活が始まったところです。子ども２人との生活は不安でしたが、毎日３人でのんびりと過ごしています。自宅前の川でホタルが見られると聞いたので、今から楽しみです。

高校を卒業してからデスクワークしかしたことがなかったので、今の研修は毎日外でお日様を浴びて新鮮です。ですが、いちご栽培についての知識は全くありません。今後、外での仕事は今まで以上に大変になると思いますが、熱中症などの体調管理に気をつけながら毎日勉強していきたいです。１日１日を大切にし、研修に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

見かけた際はお気軽に声をお掛けいただけたらと思います。もう少し生活が落ち着いたら、自転車で村内を探検したいと思います。佐那河内のこともあまり知りませんので、いろいろと教えていただけたら幸いです。親子3人、どうぞよろしくお願いいたします。

おやまだ　さとこ
小山田　智子

ゴマダラカミキリを買い上げます

頭部だけにして持参していただくと 一匹50円

果樹に被害をおよぼすゴマダラカミキリの駆除事業を実施します。
買い上げ方法などの内容は、次のとおりです。

《具体的な実施方法》

事業内容	村内で捕獲したゴマダラカミキリ（ホシカミキリ）を、虫数が確認できる状態で、必ず頭部のみを持参してください。 ※数量が多い場合は、各自で備え付けのパレットにて数量を計測していただきます。実績に応じた費用（駆除費）を、実費で支払います。	
受付日時	6月24日㈫ 7月 8日㈫ 7月29日㈫	9：00から11：00まで ※時間外は受付しません。
受付場所	JA徳島市　佐那河内果樹選果場	
支 払 額	ゴマダラカミキリの駆除費として、1匹あたり50円を支払います。	
注 意 点	小学生は必ず保護者同伴でお越しください。	

▼ゴマダラカミキリの成虫

●事業主体　佐那河内村農業指導班会　　●お問い合わせ　産業環境課

佐那河内村農業経営収入保険料補助事業

収入保険への加入者に対し、保険料の一部を補助します

村の認定農業者の確保と担い手となる農業者の経営安定化を支援するため、農業経営収入保険の保険料の一部を補助します。

補助事業の内容

収入保険に新規に加入もしくは、継続加入し、保険料・積立金・付加保険料（事務費）を納付した農業者を対象に、払い込んだ保険料（掛け捨て分）の10分の１（※認定農業者、認定新規就農者は５分の１）を補助します。
◎１加入者に対し上限10万円。

補助対象者

村内に住所を有する個人または法人で、収入保険に新規加入または継続加入している人

補助金額

認定農業者もしくは、新規認定就農者
保険料（掛け捨て分）の５分の１
それ以外の農業者
保険料（掛け捨て分）の10分の１

ただし、１加入者に対し10万円を上限とし、100円未満は切り捨てとします。
※積立金・付加保険料は、対象外。

お問い合わせ ● 産業環境課

《農業経営収入保険とは》

全ての農作物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償します。

加入には、青色申告を行っていることが要件となります。

※令和７年から青色申告を始めた人は、令和８年補償から収入保険に加入することができます。

【相談窓口】徳島県農業共済組合　電話622-7731

令和7年度 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階に資する就農準備資金および就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。

■ 種類および内容

就農準備資金

新規就農者の育成を目的として、交付期間１月につき１人あたり12.5万円（１年につき最大150万円）を最長２年間交付。

経営開始資金

交付期間１月につき１人あたり12.5万円（１年につき150万円）最長３年間（経営開始後３年度目分まで）交付。なお、前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合や離農した場合など、資金の交付停止や資金の返還となることがあります。

■ 主な要件

就農準備資金

- 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 研修期間がおおむね１年かつおおむね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
- 研修計画の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。

経営開始資金

- 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。
- 経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行うこと。
- 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、または位置づけられることが確実と見込まれること、もしくは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること。

■ 第１回募集期間（就農準備資金・経営開始資金とも）

令和７年５月中旬～６月中旬（予定）
※第２回以降は未定です。

お問い合わせ ● 産業環境課

令和7年度

『佐那河内果樹アグリスクール』生徒を募集します！

本村では、果樹の栽培技術の向上と継承を目的に、『佐那河内果樹アグリスクール』を開催しています。
令和7年度は6月から翌年3月まで、計10回の講義を予定しています。
果樹の栽培技術向上のため、『佐那河内果樹アグリスクール』で一緒に果樹の栽培技術を学びませんか？
果樹経営の代表者はもちろんのこと、補助的に果樹経営に関わっている人もぜひ受講してください。

応募期間 **令和７年６月６日㈮まで**

募集対象 新規就農者・農業担い手・Uターンや Iターンなどで就農をめざす人
【農業担い手の場合は、世帯内で果樹の販売実績のある人】

受講料 村在住の人や村内で耕作されている人(予定者含む)は無料です。
※村外在住の人でも、資料代などとして5,000円ご負担いただける人は受講できますのでお問い合わせください。

定員 10人程度

申込方法 所定の応募用紙でお申し込みください。
応募用紙は産業環境課または村ホームページにあります。

講義内容 次の予定で行いますが、荒天などにより日程を変更する場合があります。
また第2回以降の開催日については、現在講師と調整中です。

回数	開催日	主な内容	
		午前 座学10：30～12：00 実習10：00～12：00	午後 座学13：00～14：30 実習13：00～15：00
第１回	６月23日㈪	開校式（9：30～） 果樹の総論と経営について（座学）	病害虫防除の基本について（座学）
第２回	７月上旬	すだちの摘果・摘葉（実習）	土づくりと施肥について（座学）
第３回	８月下旬	果樹栽培暦のポイントについて（座学）	みかんの栽培について（座学）
第４回	９月中旬	すだちの収穫と貯蔵（実習）	すだちの栽培について（座学）
第５回	10月中旬	流通と市場について（座学）	鳥獣害の対策について（座学および現地研修）
第６回	10月下旬	キウイの栽培について（座学）	キウイの収穫・貯蔵（実習）
第７回	１月上旬	苗木植え付けと幼木管理について（座学）	キウイの剪定（実習）
第８回	２月中旬	ゆずの栽培について（座学）	すだちの剪定(実習)13:00～15:30
第９回	２月下旬		みかんの剪定(実習)13:00～16:00
第10回	３月下旬		接ぎ木について（実習） 修了式（15：00～）

※8割以上の出席で修了証書を交付します。 ※軍手・タオルなどは持参してください。※昼食は各自ご用意ください。

お問い合わせ・お申し込み ● 産業環境課

令和7年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる人へ（お願い）

「令和７年度人口動態調査（職業・産業）」にご協力ください。

国勢調査実施年である**令和7年4月1日から令和8年3月31日まで**、人口動態調査（職業・産業）が実施されます。

人口動態調査（職業・産業）とは

「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」の届出人の人を対象とし、5年に一度、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までの間、各届書へ職業の記入（死亡届には産業の記入）をお願いしています。

調査目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業および産業という社会経済的属性との関連を明らかにしようとするものであり、本調査の結果は、少子化対策、公衆衛生、社会福祉および保険・年金等各種施策のための基礎資料とすることを目的としています。

調査事項

(1) 出生	子が生まれたときの父母の職業	(4) 婚姻	同居を始める前の夫妻の職業
(2) 死亡	死亡したときの当人の職業・産業	(5) 離婚	別居する前の夫妻の職業
(3) 死産	死産があったときの父母の職業		

調査対象

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの出生、死亡、死産、婚姻および離婚

調査方法

各届書の職業欄に、**番号または職業分類名（死亡届の場合には併せて産業欄に、番号または産業分類名）**をご記入ください。

（住民税務課窓口にて、厚生労働省・法務省配布の「出生、死亡、死産、婚姻または離婚の届出をされる人にお願い（職業・産業例示表）」の配布を行っていますので、ご参照ください。）

〈職業欄記入例〉

- 医師・教員など・・・「02」または「専門・技術職」
- 一般事務員など・・・「03」または「事務職」
- 販売店員・営業職従事者など・・・「04」または「販売職」
- 美容師・ホームヘルパーなど・・・「05」または「サービス業」
- 農業従事者など・・・「07」または「農林漁業職」

〈産業欄記入例〉

- 農業・・・「01」または「農業、林業」
- 無職・・・「00」または「無職」

※死亡届のみ、産業も記入

《注意事項》

◎窓口へ届出された際に、職業・産業の欄が空欄であった場合、記入をお願いすることがあります。
ただし、職業・産業欄の記入の有無は、各届書の受理には影響ございません。

◎「出生、死亡、死産、婚姻または離婚の届出をされる方にお願い（職業・産業例示表）」には、すべての職業・産業は記載されていません。記載についてご不明点等ありましたら、住民税務課までお問い合わせてください。

◎人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られていますので、安心してご記入ください。

お問い合わせ ● 住民税務課

令和７年５月26日から戸籍へ氏名の振り仮名が記載されます

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が成立、6月9日に公布されました。

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになりました。

改正法は、令和7年5月26日に施行されます。

法務省：戸籍制度マスコットキャラクター コセキブネ

【戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ】

1 本籍地の市区町村長からの振り仮名の通知（令和7年5月26日（改正法の施行日）以降、順次郵送予定）

住民票に記載されている振り仮名（市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報）などを参考に、本籍地の市区町村長から原則として戸籍の筆頭者宛に、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知します。

通知書（圧着ハガキ）は戸籍単位で送付し、戸籍内で別住所の人は住所地ごとに送付されます。

2 氏や名の振り仮名の届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日（改正法の施行日から1年間）に限り、氏名の振り仮名の届出が可能になります。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。

通知に記載されている振り仮名が**日常使用している振り仮名と同じ場合は届出は不要です。**
通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます（令和8年5月26日以降に実施予定）。
※早期の戸籍への記載を希望される人は、届出をすることができます。

通知に記載されている振り仮名が**ご自身の認識と違っている場合は必ず届出をしてください。**
なお、改正法の施行日以降に出生届や帰化届などにより初めて戸籍に記載される人は、その届出時に併せて氏名の振り仮名を届け出ることとなります。

3 市区町村長による氏や名の振り仮名の記載

改正法の施行日から1年以内（令和7年5月26日から令和8年5月25日まで）に届出がなかった場合は、通知した氏や名の振り仮名が戸籍に記載されます。（届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。）

この場合、**1度に限り**氏や名の振り仮名の変更の届出ができます。（既に届出をした氏や名の振り仮名を変更したい場合には、家庭裁判所の許可が必要となります。）

【届出の方法について】

氏や名の振り仮名の届出は、マイナンバーカードを利用したマイナポータル連携を利用しての届出が便利です。
その他、最寄りの市区町村窓口への届出、本籍地市区町村へ郵送で届出する方法でも行えます。

1 届出をすることができる人について

氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出は、それぞれ届出をすることができる人が異なります。

・氏の振り仮名の届出の届出人

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。筆頭者が除籍されている場合にはその配偶者、その配偶者も除籍されている場合には、子が届出人となります。

届出にあたっては、同じ戸籍の人と十分に相談して届出を行ってください。

・名の振り仮名の届出の届出人

既に戸籍に記載されている人それぞれ届出人となります。

ただし、15歳未満の場合は、親権者などの法定代理人が届出人となります。

2 戸籍に記載する振り仮名について

戸籍に記載する氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められているもの」に限られることとされていますが、既に戸籍に記載されている人が一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、当該読み方が通用していることを証する書面（パスポートや預貯金通帳等）を添付して届け出ることができます。

戸籍の振り仮名制度について、より詳しく知りたい場合は法務省のホームページもご参考ください。

法務省HP

お問い合わせ●住民税務課

「キャッシュレス推進デー」の実施について

徳島税務署では、より多くのみなさんにキャッシュレス納付の利便性を感じていただき、継続してご利用いただけるように、毎月10日（※土日祝日の場合は、翌開庁日）に「キャッシュレス推進デー」を設けることとしました。

税務署の窓口に納税のために来署された人を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験していただく日としています。

本取り組みは、地方公共団体、関係民間団体や金融機関とも協力して進めていくこととしています。

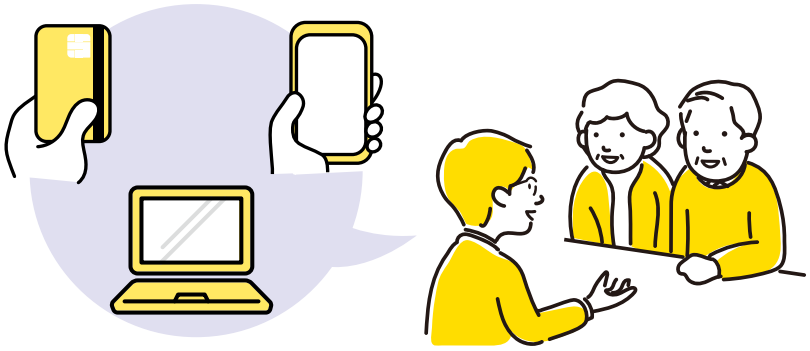

▲国税庁ホームページ

税務職員採用試験案内

●申込受付期間（インターネット）

令和７年６月13日㈮　９：00～６月25日㈬「受信有効」

●第１次試験日

令和７年９月７日㈰

▲国税庁ホームページ

税務職員　検索

徳島県後期高齢者医療制度　保険料のお知らせ

被保険者のみなさんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。
被保険者のみなさんには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【保険料額の計算について】

保険料の額は、所得割額と均等割額の合計となっていて、所得の低い人および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人については、軽減制度があります。
令和７年度における保険料の計算方法および軽減制度の詳細は以下のとおりです。

所得割額 被保険者の所得に応じて負担		均等割額 被保険者が等しく負担		保険料（年額）
賦課のもととなる所得金額（※）	＋	56,311円	＝	100円未満切り捨て 上限額80万円

所得割率（10.55%）

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

■ 保険料の軽減（令和７年度）

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額などを合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合は、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	7割
43万円＋「30万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	5割
43万円＋「56万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	2割

●軽減判定は、当該年度の４月１日（年度途中に徳島県で被保険者の資格取得した人は資格取得日）時点の世帯状況により行います。
●軽減判定において世帯の総所得金額などの合計額を計算する際、65歳以上（※）の人については、年金所得から15万円を控除します。
●表中の ～～～～ 部分は、年金・給与所得者の数が２人以上の場合に計算します。
●「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する人のことです。
①給与収入額（専従者給与を含まず）が55万円を超える人
②65歳未満（※）で、公的年金収入額が60万円を超える人
③65歳以上（※）で、公的年金収入額が125万円を超える人
※令和７年度は、昭和35年１月１日以前に生まれた人が65歳以上となります。

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから２年の間、均等割額が５割軽減されます。
ただし、上記の７割軽減に該当する場合は、７割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 （後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間）	軽減割合 5割

保険料の納め方

年間保険料額は毎年８月に決定し、お知らせします。
納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の２通りで、納付先はお住まいの市町村です。

●特別徴収（年金からの天引き）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、１回当たりに受け取る年金額の２分の１以下の人が対象です。
なお、４月から８月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない人については、納付書または口座振替による納付となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の８月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を３期に分けて徴収します。		

※新たに被保険者となった人や、市町村をまたいで転出・転入した人については、一定期間普通徴収となります。

お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合医事務局事業課　電話 677-3666　〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地１
またはお住まいの市町村窓口（後期高齢者医療制度担当）まで

令和７年度　がん検診および特定健診のお知らせ

令和７年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和７年６月７日㈯ **【申し込み期限：５月16日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年７月５日㈯ **【申し込み期限：６月13日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年８月２日㈯ **【申し込み期限：７月11日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年９月６日㈯ **【申し込み期限：８月15日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年10月４日㈯ **【申し込み期限：９月12日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年10月20日㈪ **【申し込み期限：９月26日㈮】** ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00
令和７年11月８日㈯ **【申し込み期限：10月10日㈮】**	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：00～10：30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和７年12月25日㈭ **【申し込み期限：11月28日㈮】** ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00 子宮がん検診は 9：30～11：00

※**６月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人（先着順）で実施します。**なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,520円・腹部エコー検査：負担金5,940円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※**10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金9,460円】ができます。**ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診（バリウム検査）	40歳以上の村民 ※**令和７年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。**	**500円**
肺がん検診	40歳以上の村民 （65歳以上の人は結核検診を含みます）	**100円**
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	**300円**
大腸がん検診	40歳以上の村民	**300円**
肝炎ウィルス検査	①令和７年度において満40歳となる村民 （昭和60年４月１日～昭和61年３月31日生まれの人） ②平成14年度から令和６年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	**300円**
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	**1,000円**
骨密度検査	40歳以上の村民	**400円**
（婦人科検診）子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※**２年に１回の受診が標準です。**原則として、令和６年度に受診された人は、令和８年度に検診を受けるようお願いします。	**400円**
（婦人科検診）乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※**２年に１回の受診が標準です。**原則として、令和６年度に受診された人は、令和８年度に検診を受けるようお願いします。	**1,000円**

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※**12月25日㈭の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。（加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます）**
ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、６月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和７年６月１日㈰から令和８年２月28日㈯まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※**２年に１回の受診となります。**令和６年度に胃内視鏡検診を受診された人は令和７年度に検診を受けるようお願いします。ご了承ください。	**4,100円**

※子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。※頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

令和７年度

後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている人を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。**「健康診査受診券」が届いた人は必ず受診しましょう。**

●対象者 ※長期入院、施設入所などされている人、令和７年10月以降に後期高齢者医療制度に加入の人は、対象外です。

１）申し込みしなくても受診券が届く人

① 令和６年10月１日㈫から令和７年９月30日㈫までの新規加入者（75歳になった人など）

※令和7年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の人は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください（村国保の場合は、受診券の有効期限を確認して期限内に受診してください）。

② 昭和21年４月から昭和24年９月生まれの人

③ 令和６年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された人

※広域連合が受診を確認できた人に限ります。

④ 生活習慣病と診断されていない人

※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化などがあります。

２）申し込みにより受診券が届く人

上記①以外の人で受診を希望する人

【申込期間】６月中旬から12月５日㈮まで
【申 込 先】健康福祉課窓口に備え付けの健康診査申込書でお申し込みください。

●受診券送付時期 ７月中旬から12月12日㈮まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

●受診費用 無料

●受診期間 「健康診査受診券」を受け取られたときから令和７年12月末まで

●健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査
※村国保の特定健診と同じ項目です。
※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な人のみ実施します。
※がん検診は、健康福祉課へお問い合わせください。

●予　約 受診する医療機関に事前予約が必要

●持参するもの 健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証など

【お問い合わせ】
●徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松78番地１　電話 677-3666
●健康福祉課

ファミリー・サポート・センター
利用補助事業について

次のとおり利用料と報酬額が変わり、より利用していただきやすくなりました。

■ 利用料金と報酬額

- 利用料金（依頼会員）：（１人目）１時間あたり500円、（２人目以降）無料
- 報酬額（提供会員）　：（１人目）１時間あたり900円、（２人目以降）１時間あたり450円

会員種別	援助時間区分	預かり人数	**変更後**（１時間あたり）	変更前（１時間あたり）
依頼会員	月曜日～金曜日 7：00 ～ 21：00	１人	**500円**	700円
		２人目以降	**０円**	350円
	土曜日、日曜日、祝日および年末年始 並びに上記以外の時間	１人	**500円**	800円
		２人目以降	**０円**	400円
提供会員	月曜日～金曜日 7：00 ～ 21：00	１人	**900円**	700円
		２人目以降	**450円**	350円
	土曜日、日曜日、祝日および年末年始 並びに上記以外の時間	１人	**900円**	800円
		２人目以降	**450円**	400円

※変更前から変更後の差額は、村が補助し、会員への支払いについては徳島ファミリー・サポート・センターを通じて行います。

●ファミリー・サポート・センターとは

「子育てのサポートを受けたい」と思う人（依頼会員）、「サポートをしたい」と思っている人（提供会員）が登録し、地域で子育ての相互援助（有料）を行う会員組織です。

●利用できる対象は、０歳～小学校６年生までの子どもです

サポートの例：保育園や学童、習い事などの送迎、買い物の間の預かりなど

利用するためには、事前に登録が必要となりますので、詳しくは徳島ファミリー・サポート・センター（電話611-1551）までお問い合わせください。

不妊治療費および不育症検査治療費にかかった費用の一部を助成します

不妊症・不育症に係る経済的負担の軽減を図り、妊娠を希望する人を支援するため、費用助成事業を開始しました。

【対象者】

次の全てに該当する人が対象です。

⑴ 法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦であること。
⑵ 治療等開始日において、夫婦ともに1年以上継続して佐那河内村の住民基本台帳に記録されていること。
⑶ 助成申請に係る治療等の期間の初日における治療等を受ける妻の年齢が43歳未満であること。
⑷ 助成申請に係る治療等について、他の自治体等が実施する治療等の助成を受けていないこと。
⑸ 本事業の助成の申請日に、夫婦が村税等（佐那河内村）の滞納がないこと。

<table>
<tr><th></th><th>不妊症治療費助成事業</th><th>不育症検査治療費助成事業</th></tr>
<tr><td>助成対象となる治療等</td><td>令和７年４月１日以降に保険診療で実施された生殖補助医療およびその一環としての男性不妊治療（精巣内精子採取術等）</td><td>産科婦人科医の属する国内の医療機関で令和７年４月１日以降に保険診療で実施された治療等</td></tr>
<tr><td>助成額</td><td colspan="2">助成対象となる治療等に要した自己負担額の合計金額に相当する額とし、１回当たり10万円を限度とします。
※自己負担額に対し、医療保険各法等の保険者が負担すべき高額療養費および保険者からの付加給付がある場合は、これを控除するものとします。
※入院時の差額ベッド代、食事代および文書料等不妊治療に直接関係のない費用は助成対象外とします。</td></tr>
<tr><td>助成回数</td><td>初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、
40歳未満：通算６回まで
40歳以上43歳未満：通算３回まで</td><td>助成回数は、１年度につき１回までとし、その通算助成回数は、６回を限度とします。</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td colspan="2">治療等が終了した日から１年以内に、必要書類を添えてご申請ください。必要書類につきましては、ホームページをご確認いただくか健康福祉課までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

お問い合わせ ● 健康福祉課

中尾谷地区宅地造成地完成間近

令和元年度から事業を行ってきました、「中尾谷地区宅地造成事業」について、間もなく全区画が完成する運びとなりました。

今後「水道管布設工事」を行い、その後に分譲地内の道路と各区画の舗装工事を施工します。

なお、現在、各区画の面積を確定する作業を行っています。

６月中旬には一般公募に先立ち、村民を対象にした先行予約の受付を開始します。

今回の分譲区画数は、８区画です。

先行予約の受付は、「広報佐那河内」にチラシを折り込むほか、常会、村内放送などでお知らせします。

分譲に関する詳細については、企画政策課までお問い合わせください。

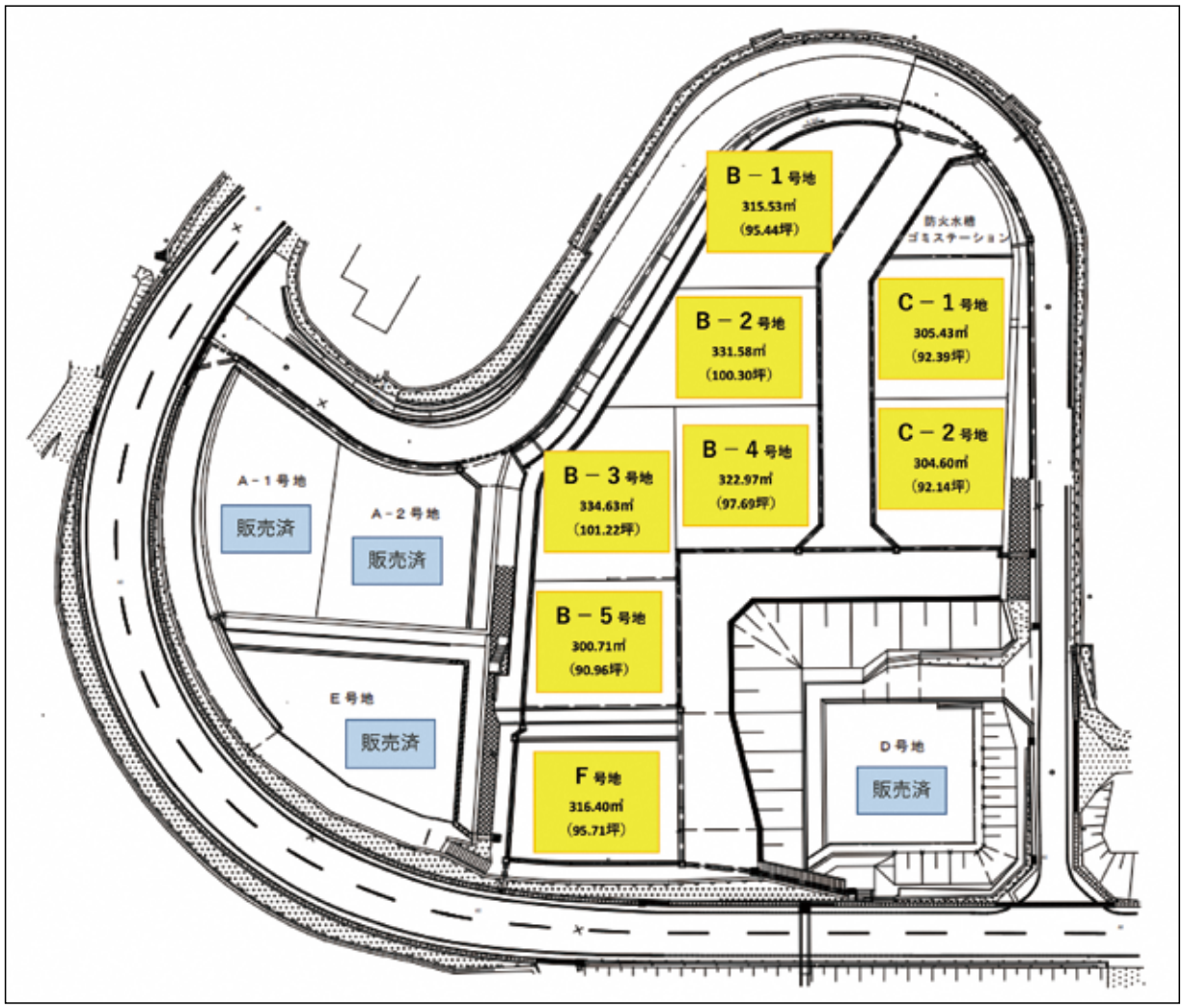

お問い合わせ ● 企画政策課

佐那河内 史料散策　その20

稲木家文書のなかに、「名東郡上佐那河内村百姓共之内無家督二付市中并二祖谷山江罷越シ相稼居申者相調指上帳　扣」と表紙に書かれた資料があります。文政7年（1824）5月のもので、村内で家督を継げない者が徳島城下や祖谷山に稼ぎに出ていくという実態があったのですが、そうした実情を書き上げたものです。

この指上帳には、新魚町や東新町、西新町、西大工町、佐古町、助任町、二軒屋町などの市中各所へ25人、美馬郡祖谷山へ10人が稼ぎに出ていったことが記されています。

当時は、徳島の城下ばかりではなく、祖谷山地方でも多くの労働力を受容できる社会であったことがわかります。

「さなごうち今昔物語」展開催中!!

現在、板野町にある徳島県立総合教育センターの１階マナビィセンター交流コーナーで「さなごうち今昔物語」展を開催しています。かつての村の景観が写された古写真と現在の風景を比べながら、その推移を感じ取れるパネルを展示しています。会期は５月25日㈰まで、開館時間は９：00 ～ 17：00になっています〈土日は開館、月曜休館〉。

徳島県立総合教育センター地図

昨秋のアスティとくしまでの展示風景

【受講生募集!】徳島県消費者大学校

料理研究家浜内千波さんと考える食育、**ゴミ清掃芸人マシンガンズ滝沢さん**と考える環境問題、**リーゼント刑事こと秋山博康さん**と考える特殊詐欺の傾向と対策など、多彩な講師陣を招いて開催します！

日　　程：６月14日～７月26日の毎週土曜日　※１講義のみでも受講できます。
場　　所：とくぎんトモニプラザ大会議室（徳島市寺島本町西１丁目５番地アミコビル東館９階）
受講方法：「来場受講」と「オンデマンド配信での受講」のいずれか

【申し込みおよび問い合わせ先】特定非営利法人徳島県消費者協会
電話：625-8285　FAX：625-8312
E-mail：nposhouhi@eagle.ocn.ne.jp
詳しくは徳島県消費者協会ホームページへ

▲メール申込 QR コード

▲徳島県消費者協会 ホームページ

防災無線（戸別受信機）点検について

- 電池ブタを開けて、乾電池が液漏れなどしていないか確認してください。
  液漏れなどしていると、戸別受信機の故障の原因となりますので、年に１回は点検をお願いします。
- 乾電池は停電時などの非常用です。必ず乾電池を２本入れてください。
  （単一、単二、単三の３種類が使用可能ですが、異なった種類では使用しないでください。使用時間を考えると、単一アルカリ乾電池の使用をお勧めします。）
- 家の外に防災無線用のアンテナを立てている家は、アンテナが安定しているかなど確認してください。
- 受信した放送が鮮明に聞こえない、音が途切れるなどがありましたら、ご連絡ください。

お問い合わせ ● 総務課

■ 電池の交換のしかた

1 電源スイッチを「切」側にします。
2 電池ブタの「>」部分を押しながら右に引いて開けます。
3 乾電池を新しいものに交換します。
4 電池ブタを左方向にスライドさせ閉じます。

山地災害に備える

５月20日から６月30日まで 山地災害防止キャンペーンを実施します

本村では、林野庁・徳島県東部農林水産局とともに、山地災害が急増する台風シーズン前の梅雨時期に山地災害危険地区の周知やパトロール、山地災害に備える活動を行っています。山地災害が発生した場合や、森林に異変を感じたら、速やかに連絡をください。

お問い合わせ ● 建設課

佐那河内村人権大学
令和7年度人権大学受講生募集!!

受講無料

誰もが豊かに生きるためには、一人ひとりの人権意識を高めること、また、人と人とのつながりを重視し、共に生き、支え合うことが必要です。
そこで、職場や地域その他あらゆる生活の場面で、人権問題に気づき、その解決に向けて取り組んでいくことのできる地域リーダーの養成をめざして『人権大学講座』を開講します。講座は全6回ですが、1回のみの受講も受け付けています。この機会に、人権について共に考えませんか。みなさまのご参加をお待ちしています。

○対象者　村在住、在勤の人でできるだけ継続して参加できる人
　　1回のみの受講も可能ですのでお気軽にご参加ください
○定　員　25人程度
○申　込　第一次締切：令和7年5月30日（金）以降は随時募集します
○申込先　教育委員会

	日　時	講　師	テーマ
1回	6月25日（水） 19:00～20:30 （役場大会議室）	人財支援コンサルタント/ビジネス コーチ/産業カウンセラー **河内 理恵** さん	あなたは大丈夫？ハラスメント講座
2回	7月16日（水） 19:00～20:30 （役場大会議室）	ジャーナリスト **西田 昌矢** さん	私は部落から逃げてきた
3回	8月26日（火） 19:00～20:30 （役場大会議室）	NPO法人奈良・地域の学び推進機構 理事/京都府警察ネット安心アドバイザー **石川 千明** さん	インターネットと人権 ～ネットで被害者にも加害者にもならないために～
4回	10月4日（土） 午前中 （鳴門市）	徳島県人権教育指導員 **中原 サヲ江** さん	同和問題（現地研修）
5回	11月15日（土） 10:00～11:15 （佐那河内小中学校）	フリーアナウンサー **清水 健** さん	「大切な人の『想い』とともに」
6回	12月3日（水） 19:00～20:30 （役場大会議室）	関西大学 文学部 教授/一般社団法人チェンジングメン共同代表 **多賀 太** さん	男性の生きづらさから考える 男女の人権

駐在所だより

警察官採用募集のお知らせ

【受験資格】平成元年４月２日(36歳)以降に生まれた者で、四年制大学を卒業または令和８年３月31日までに卒業見込みの者。
【受付期間】5/2㈮～ 5/27㈫
【試 験 日】7/13㈰
※警察事務職員の募集も実施していますので、詳細が必要な人は徳島県警察本部警務部警務課人事係（電話088-621-2953）まで、お問い合わせをお願いします。

生活経済事犯にご注意を！

「生活経済事犯」とは、未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資勧誘などの**利殖勧誘事犯や悪質な訪問販売、ヤミ金**などです。

不審な電話や通知があれば、すぐ警察にご相談ください。

自転車交通安全運動月間実施中 ～5月31日㈯まで
みなさん自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！

パトカーなどで村内を巡回していますのでお気軽にお声をお掛けください。また電話での連絡は、徳島中央警察署（電話088-624-0110）経由で駐在所に転送されます。※緊急の場合は110番通報をお願いします。［ 駐在所：渡辺　孝 ］

地域の安全を守る会の活動

４月12日㈯ 高樋公民館文化祭

スポーツクラブだより さなごうち

●佐那河内JVC 阿波すだちカップで3位!!!

4月6日㈰阿波すだちカップに出場し、Bブロック３位となりました。
個人競技ではなく、チームでしか味わえない悔しさや楽しさを体感しながらバレーボールを通して子どもたちも成長しています。

●佐那河内JVC 部員募集

新入部員を募集しています。バレーボールに少しでも興味がある人、見学・体験を随時行っています。ぜひ、お気軽にお越しください。

練習日時：火曜日・水曜日 17:30 ～ 19:30 ／土曜日9:00 ～ 11:30
場　　所：村民体育館

6月 教室カレンダー

村民体育館

卓　　球
19:30～21:00

バトミントン
20:00～22:00※

中央運動公園グラウンド

サッカースクール
17:15～18 :15

※印の種目は活動費が必要です。

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
●日程は変更する場合があります。
●状況により会場を変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

状況により中止になる可能性があります。

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局　電話：679-2855

一般財団法人 さなごうち

【お問い合わせ】
一般財団法人さなごうち事務局
電話 636-4030　FAX.636-4032
E-mail:zaidan-info@mb-sanagochi.foundation

■佐那河内演芸まつり開催

4月6日(日)、佐那河内ジェラートのオープンとともに、新家にて佐那河内演芸まつりが開催されました。落語研究会のみなさんが落語やマジックショーを披露すると会場は多くの笑い声に包まれました。今年初のジェラートを食べながら、たくさんの人に楽しんでいただけました。

※次回は令和７年10月19日㈰に開催予定です。

■「新家」の週替りスイーツ

地域交流拠点「新家」では、毎週日曜日にガトーアンジェさんのシフォンケーキやコーヒーゼリー、カスタードプリン、パンナコッタ（ブルーベリー、ストロベリー）などのさまざまな商品を週替わりで販売しています。なかでもカフェオレが入ったコーヒーゼリーは最高です。ミルクをかけて食べてみてください。

ふわふわのシフォンケーキは、どのお味も最高です。毎週変わるので、何があるかは来てからのお楽しみ。週末の日曜日は、ジェラートと一緒にガトーアンジェの商品を買いに来てください。

■カイロプラクティック体験

地域交流拠点「新家」では、昨年の10月からカイロプラクティック一生（いっしょう）さんと、カイロプラクティックひまわりさんが施術をしてくれています。月に1回決まった日に開催しています。頭痛、肩こり、腰痛がつらい人、姿勢や猫背が気になる人、下半身が痩せにくい等、身体のお悩みを相談してみませんか？ぜひこの機会に体験してみてください。

5月の予定

・5月25日(日)カイロプラクティック一生さん　10：00～17：00
・5月29日(木)カイロプラクティックひまわりさん 10：00～15：00

春の新家マルシェを開催しました！

4月13日(日)に春の新家マルシェを開催しました。あいにくの雨ではありましたが、多くの来場者で大盛況の1日となりました。今回はSanana Beat JAMも開催し、佐那人さんと河童さんによるライブやダンスチームの子どもたちのダンスパフォーマンスの披露もあり、大変盛り上がりました。新家では、地域交流拠点として、村内外からたくさんの人に足を運んでいただけるよう努力してまいります。

佐那人の歌、河童の「ゆず」、楽しそうにダンスをしている子どもたち、チアのパフォーマンス、どれも素晴らしく、見ている人が楽しく元気になる1日だったと思います。

佐那人さん、河童さん、ダンスチームのみなさん、出店していただいたみなさん、雨の中パットライスをしていただいたしゃくなげさん、ご協力いただいたみなさん、大盛況の新家マルシェとなりました。大変お世話になり、ありがとうございました。

3/28㈮ 日赤奉仕団の防災炊き出し訓練

日赤奉仕団は、日赤から寄贈された災害用移動炊飯器で調理可能な「専用鉄板」を使用し、炊き出し訓練を行いました。今回の訓練では、焼きそばと焼きおにぎりを調理し、学童保育クラブに通う児童たちと一緒に食べ、交流を図りました。

訓練は、災害時などの緊急事態に備えるための炊き出し技術の向上を目的としていて、参加したメンバーは技術を学びました。今後の訓練でも「専用鉄板」を活用し有事に備えたいと思います。

4/3㈭ 学童保育クラブ お花見

春の訪れを感じる季節、学童保育では、新１年生を11人迎え、一緒にお花見をしました。

各班に分かれて、手巻き寿司と唐揚げを囲み、楽しいひとときを過ごしました。手巻き寿司では、好きな具材を選んで自分だけの巻き寿司を作り、みんなでわいわいと食べました。酢飯やのりをおかわりして、お腹いっぱいでした。春の陽気を感じながら素敵な思い出を作ることができました。

4/16㈬ ふれあい昼食会 お花見

寺谷生活改善センターで「ふれあい昼食会」を開催しました。春の訪れを感じる中、和やかなひとときが繰り広げられました。

昼食には、健康づくりの会のみなさんが心を込めて作ってくれた手作り弁当が並び、一人ひとりが笑顔で食事を楽しみました。

その後、民生委員さんおよび参加者全員でクイズやビンゴゲームを楽しみました。笑い声があふれ、参加者同士の交流が深まりました。

佐那河内村地域包括支援センターだより 5月号

さなカフェタイムを開催しました

３月23日㈰のさなカフェタイムに、認知症の人と家族の会　徳島県支部の「あいの会（本人交流会）」のメンバーが遊びに来てくれました。あいの会は普段は渋野町で集まり、交流しているそうです。一緒にコーヒーを飲みながらおしゃべりをしたり、紙芝居を見たり、歌を歌ったりと楽しい時間を過ごすことができました。

さなカフェタイムは毎月第４日曜日の13：30から佐那の里で開催しています。佐那の里スタッフの手作りお菓子やコーヒーを楽しみながら一緒に過ごしましょう。参加費１人100円でどなたでも参加できますので、みなさんの参加をお待ちしております。

※さなカフェタイムは予定が変更になる場合があります。

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日　時	教室名	会　場
5月19日㈪　13:30～15:30	いきいき体操教室	農振センター
5月27日㈫　10:00～13:00	健康料理教室	農振センター
6月 6日㈮　13:30～15:00	音楽介護予防教室	農振センター
6月13日㈮　10:00～11:00	脳若トレーニング教室	農振センター

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679－3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

徳島新聞を未購読の人に「広報佐那河内」を無料でお届けします

村では、村内にお住まいの徳島新聞未購読世帯を対象に「広報佐那河内」を無料でご家庭にお届けしています。

お近くに徳島新聞未購読世帯がいらっしゃる場合には、周知していただけると幸いです。

お届けを希望する人は、企画政策課までご連絡ください。

第110回 読み合い朗読会「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 先月４月12日に高樋文化祭がありました。祝35周年でした。西條分館長さんの蜂須賀連のみなさまも賑やかに踊って下さって、大いに盛り上がりました。第１回は？と村史を開いたのですが、平成は載ってないのですね。そこで、ちょっと調べてみました。分かったこと。第１回は平成３年。分館長が日下明さん。少し昔、青年団のみなさまが沢山いて、旧高樋小学校の講堂で、踊ったり歌ったり芸能祭を楽しんでいた。向かいの農協２階で小学校の子どもたちが出し物の練習をした。ところが残念なことに、人数が減り解散した。昭和55年に高樋保健センター兼公民館ができて、文化祭として再開した。西條さんはじめ、みなさんの協力をいただき、ここまで分かりました。ありがとうございます。
- 当日は、温暖化防止活動員も、急なのに参加を許可していただいて、2023年度のごみ処理表の説明をすることができました。例えば、当日ビンゴで使った紙は、72枚132ｇ。処理すれば、可燃１kg39円なので5.148円。運送費１kg １４円なので1.848円。合計6.996円の支出。リサイクルすれば、雑紙１kg ７円なので0.924円の収入。つまり７円の支出か、１円の収入か、でした。もちろん終了後に雑紙で出しました。リサイクルして村の経済にプラス。地球環境にも貢献できました。感謝。
- 村史に載っていない古い話、そして新しい話でした。

ツリーベルズ　鈴木　昇・惠子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第111回　6月2日㈪ 19:30～20:30
役　　場　多目的スペース
お問い合わせ:鈴木(090-2156-7935)

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

二月十七日　農振センター

村役場坂の上には雪残り　西池　冬扇

桜の芽膨らんでいる角の家　西池　みどり

六年間過ごした机春立ちぬ　山田サキシロー

又しても大寒予報よ眠れずに　西尾　武義

薄氷の幾何学模様こわす指　安喜　律子

雪催い峰の風車が静止する　坂田　小夜

どの品も村の未来へ春の展　丸野　幸枝

しもやけの足指もんでと涙ぽろり　ひらかわひろこ

情報ボックス

月	日	行事名	場　所	時　間	持参物
5月	18日㈰	小中合同運動会	佐那河内 小中学校運動場	未　定	
	19日㈪	いきいき体操教室 対象者：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:30	運動しやすい服装・水筒など
	20日㈫	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
		乳幼児相談 対象者：乳幼児とその保護者	役場 1階 大会議室	10:00～10:30(受付)	母子健康手帳､子どもノート､バスタオル
		1歳6ヶ月児・3歳児健診 対象者：1歳6ヶ月児・3歳児とその保護者	役場 1階 大会議室	12:50～13:10(受付)	母子健康手帳､子どもノート､バスタオル､問診票
	27日㈫	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
		健康料理教室 対象者：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室	10:00～12:00(予定)	材料費200円、エプロン、三角巾、マスク
6月	3日㈫	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	6日㈮	音楽介護予防教室 対象者：65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:00	飲み物など
	9日㈪	心配ごと相談･行政相談･人権擁護相談	役場 相談室3	9:00～12:00	
	10日㈫	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	11日㈬	股関節脱臼検診 対象者：乳児とその保護者	役場 1階 大会議室	13:15～13:30(受付)	母子健康手帳､子どもノート､バスタオル
	13日㈮	脳若トレーニング教室 対象者：65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	10:00～11:00	

住民基本台帳登録数　令和7年4月末現在

［人口］2,080人（0）　［男］1,012人（－1）　［女］1,068人（+1）　［世帯数］939世帯（+1）　※（　）前月比

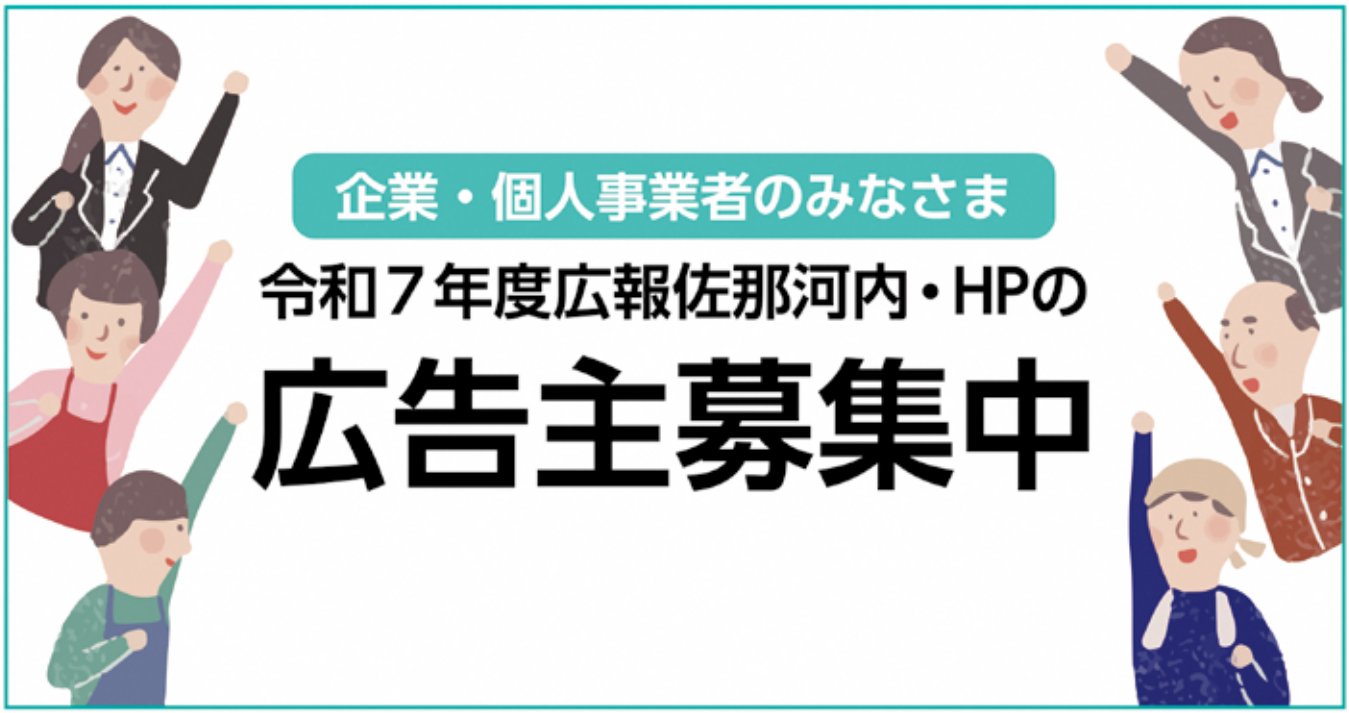

▲村ホームページ

@SANAGOCHISON_OFFICIAL
インスタグラム

健康づくりの会（食生活改善推進委員）のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.170 新じゃが芋といんげんの旨煮

材料（４人分）

じゃがいも…… 280ｇ
豚肉…… 120ｇ
人参……60ｇ
いんげん……40ｇ
サラダ油…… 大１
しょうゆ…… 大１と小２
砂糖…… 大１強
みりん…… 大½
だし汁
200cc～（風味だし１ｇ～）

作り方

①じゃがいも・豚肉・人参は１口大に切り、いんげんは３cm 長さの筒切りにする。

②フライパンに油を熱し、豚肉・人参・じゃがいもをいれ炒め、だし汁を加えて少し煮、味をつけ、湯がいたいんげんを加えて少し煮込み、色よく仕上げる。

ポイント

じゃがいもは汁気を吸い出したら、焦がさないように気をつけてください。

栄養成分				
	エネルギー	186kcal	タンパク質	7.2ｇ
	脂質	8.9ｇ	炭水化物	18.5ｇ
	塩分	1.2ｇ		

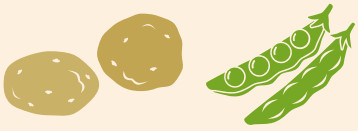

各課直通電話番号

総　務　課 679-2113	産業環境課 679-2115	議会事務局 679-2152	健康福祉課 679-2971
企画政策課 679-2973	住民税務課 679-2114	保　育　所 679-2217	建　設　課 679-2970
教育委員会 679-2817	消防センター 679-2136	救急要請 679-3999	

発行／佐那河内村役場 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地　TEL.088-679-2111㈹　FAX.088-679-2125
http://www.vill.sanagochi.lg.jp　E-mail　kikaku@sanagochi.i-tokushima.jp　印刷／太陽高速印刷有限会社